

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備 （第一段階）（実施要領）に係る追加の意見募集の結果について

令和元年 12 月 25 日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力規制検査等実施要領案について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年 10 月 3 日から同年 11 月 1 日まで（30 日間）

対 象： 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う関係政令の整備等に関する規則案

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数： 1 件※

○御意見に対する考え方： 別紙のうち番号 118～126

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のうち番号 118～126 の 9 件。

提出意見とこれに対する考え方

別紙

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>1 ページの 4 行目</p> <p>「法第 68 条の規定による立入検査」とは、法第 68 条第 2 項に規定する「第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度における、原子力施設的设计若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件の検査、又は関係者への質問」のことを指していると理解してよろしいか？</p>	<p>御認識の通りです。</p> <p>記載内容をより明確にするために、「原子力規制検査及び原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査（以下「検査等」という。）、検査等の結果に基づき実施する法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定による総合的な評定並びに同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制対応措置」という。）のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査等の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等」を「原子力規制検査、同検査の結果に基づき実施する法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定による総合的な評定及び同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制対応措置」という。）並びに原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査※1 のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等」に修正し、「※1 法第 68 条第 1 項に基づく原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り、物件の検査、関係者への質問又は試験のための試料の収去並びに同条第 2 項に基づく原子力施設的设计若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り、物件の検査、関係者への質問」を加えます。</p> <p>また、2 の「検査等」を「原子力規制検査」に、2.1「検査等」を「検査の体系等」に、4「検査等の実施に係る手順等」を「検査の実施に係る手順等」に、図 1「検査等」を「原子力規制検査等」に修正します。</p>
2	<p>1 ページの 14 行目</p> <p>「総合的な評定」は「(法第 68 条の規定による立入検査を含めた) 検査等の結果を踏まえて」行うものではなくて、法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定によると「原子力規制検査の結果に基づき」行うべきものではないのか？</p>	<p>上記 1 で示した考え方を参照してください。</p>
3	<p>1 ページの 10 行目</p> <p>「原子力規制検査」は「検査等」とすべきでは？ 4 行目の「法第 68 条の規定による立入検査」も対象であるのだから。</p>	<p>法第 68 条の規定による立入検査は、原子力規制検査ではないため、原案のとおりとします。</p>

4	1 ページの 1 2 行目 「原子力規制検査等に関する規則」の法令番号を記載したほうがよいと思います。	御意見を踏まえ、「原子力規制検査等に関する規則」を「原子力規制検査等に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第号）」に修正します。
5	1 ページの 1 3 行目 「検査等」のうち「法第 68 条の規定による立入検査」の実施について前段に記載がないのは、なぜか？	御意見を踏まえ、「その構成要素」を「関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査を含めた構成要素」に修正します。
6	<p>(当該箇所) P. 1 2.1 検査等 (1) 検査対象：「・・・原子力施設の敷地（工場又は事業所）、更には、調達先の者の事業所、工場等における当該事項の実施状況を監視するものとして・・・」</p> <p>(意見) 調達先の者の事業所、工場等において行なわれるべき検査は、原子力施設に設置するための機器の製作段階における検査を指していると思慮される。以下のような記載にするべき。</p> <p>「・・・原子力施設の敷地（工場又は事業所。ただし、調達製品の検査は調達先の者の事務所、工場等を含む。）における当該事項の実施状況を監視・・・」</p> <p>(理由) 本実施要領（案）での記載では、調達先の者も事業者の安全活動のスコープとみなされるような記載であるが、調達先の事業所又は工場等は、事業者が行う検査場所の一部であり、披検査者はあくまで事業者であるため。また、調達先の者は、炉規法の適用外であることから、検査の根拠法が不明確になってしまうため。</p>	「原子力規制検査の検査対象は、法第 57 条の 8 で定義されている原子力事業者等※2 及び核原料物質を使用する者※3（以下「事業者」と総称する。）に対して法の規定により義務付けられている事項に対応して」「実施状況を監視するもの」と記載しているため、被検査者はあくまで事業者であることは明確です。このため、原案のとおりとします。
7	1 ページの 2 4 行目 「敷地」に原子力船は含まれるのか？	法第 35 条第 1 項第 3 号において工場又は事業所に原子力船を含むとしており、ここでは工場又は事業所を「敷地」としていることから、原子力船も含まれます。
8	1 ページの 2 4 行目 「調達先の者」とは、法第 6 8 条第 2 項の「原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者」のことを指しているかと理解してよろしいか？	<p>原子力規制検査の検査対象を記載しており、法第 68 条第 2 項の立入検査の対象を記載しているものではありません。ここでは、当該検査対象に事業者が行う安全活動の実施状況が含まれることを説明しています。</p> <p>趣旨を明確化するため、2.1(1)の「調達先の者」を「調達先の者（法第 68 条第 2 項に規定する原子力施設の設計等を行う者その他の関係者をいう。以下同じ。）」に修正します。</p>
9	1 ページの 2 4 行目 「調達先の者」は原子力規制検査の対象外なのではないのか？ 法第 6 1 条の 2 の 2 には、検査を受けなければならないのは「原子力事業者等及び核原料物質を使用する者」である旨の規定がなされているから。（調達先の者は「関係者」として法第 6 8 条第 2 項に基づく立入検査の対象にはなりえるとは思われるが。）	御指摘の部分では、「調達先の者」の事務所や工場など場所を示しており、そこで行われる「原子力事業者等及び核原料物質を使用する者」の活動について原子力規制検査の対象としております。

10	<p>2 ページの 2 行目 「法第 6 1 条の 3 第 1 項の許可を受けて核原料物質を使用する者」には、法第 6 1 条の 9 の 3 第 1 項で規定する「旧国際規制物資使用者等」は含まれるのですか？</p>	<p>旧国際規制物資使用者等は、国際規制物資として原子力規制委員会告示で定められた核原料物質等の使用を廃止した者等であり、核原料物質を使用する者に該当しないことから、原子力規制検査の対象になりません。</p> <p>なお、法第 57 条の 8 において「核原料物質を使用する者（前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合を除く。第 61 条の 2 の 2 第 1 項及び第 81 条第 2 号において同じ。）」と規定されているとおり、法第 61 条の 2 の 2 第 1 項に規定する原子力規制検査の対象となる「核原料物質を使用する者」からは、法第 57 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する「第 61 条の 3 第 1 項の許可を受けた者」のうち法第 57 条の 7 第 1 項第 3 号に該当する場合があります。このことが明確になるよう、※ 2 を修正し、「法第 61 条の 3 第 1 項の許可を受けて核原料物質を使用する者」の後に「（令第 44 条で定める限度を超えない場合を除く。）」を追記します。</p>
11	<p>コメント：【2 頁】中段の「表 3 のとおり、事業者の安全活動の目的（以下「活動目的」という。）に応じた監視領域<以下、略>」の”活動目的”は、原子力規制検査を行う上での基準となるものと考えますので、表 3 において各監視領域の活動目的が何なのかを明示することはできないでしょうか。</p>	<p>本実施要領書に記載の活動目的とは、許可基準や技術基準にて求められている事業者の活動について、事業者が、許可申請、保安規定申請等を通じて施設ごとに明確にしていくものなので、原子力規制検査等実施要領では分類を示すに留めています。このため、原案のとおりとします。</p>
12	<p>【2 頁】 2.1(2) は「検査種別」の項目ですので、第 1 段落で「基本検査」「追加検査」「特別検査」の種別について記載しているため、第 2 段落以降の各検査の内容については「(3) 検査の実施方針」に記載するほうが適切と考えます。</p>	<p>第 2 段落以降の記載は、検査種別を詳細に説明しているものであることから、原案のとおりとします。</p>
13	<p>【2 頁】 2.1(2) 書き始めの「検査官は、事業者の活動が各監視領域において<以下、略>」のように単に「活動」と記載しているものと「安全活動」と記載しているものが混在しておりますので、「安全活動」に統一したほうが良いと考えます。なお、使い分けをされているのであればその意図を確認したい。</p>	<p>原子力規制検査等規則第二条で、「原子力規制検査は、過去の法第六十一条の二の二第七項の評定の結果、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者の保安及び特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動（以下「安全活動」という）」と定義しています。これに対して、「活動」は安全活動も包括した事業者の全ての活動を表しており、この二つは使い分けています。</p> <p>なお、上述した使い分けがなされていない箇所については、修正します。</p>
14	<p>（当該箇所） P. 2 (2) 検査種別：「・・・監視するため、検査対象に関する事業者の活動に立ち会い、必要に応じて事業者の確認に加え自ら確認することも含めて、原子力施設の特徴及び活動目的に対する重要度に応じた検査を行う。また、原子力・・・」</p>	<p>チーム検査については、事業者の活動状況に合わせて検査計画を立てることとしており、「4.1 検査計画」に記載されているとおり、事業者へ通知するとともに公表することとしているため、原案のとおりとします。</p>

	<p>(意見) (2)は、事業者の保安活動全般（ソフト面）と設備の施設検査や使用前検査（ハード面）双方を意図した説明であると思慮する。保安活動全般に対する検査は、日常検査として行なわれるものであると考えるが、施設検査や使用前検査に相当するものはチーム検査として行なわれると考える。</p> <p>この場合、後者の検査は再処理施設、原子炉施設、加工施設の場合は設工認に基づいて実施されることから実施時期や検査対象、内容が予め明確である。一方で、使用施設では、設工認がないため検査時期や対象、内容は検査申請をもって規制側が把握することになる。</p> <p>ハードに対する検査を実施するタイミングは「4.1 検査計画」にて明確化されることを明記すべき。</p> <p>(例)・・・監視するため、事業者の活動計画を踏まえて策定した検査計画に基づき、検査対象に関する・・・</p> <p>(理由) 検査の実施時期や方法に対する事業者と規制側の認識ずれが生じることにより、検査に係る工程遅れ等が懸念されるため。</p>	<p>なお、日常検査は、日々の原子力施設の状況、事業者の活動に合わせて、柔軟に検査を行うこととしています。</p> <p>これらも含め、原子力規制検査の内容について、具体的な内容を検査ガイドに明示することについて、2.1(2)の最後に、「基本検査、追加検査、特別検査に関する詳細については、この実施要領に定めるもののほか、別途検査運用ガイドを定める。」と追記します。</p>
15	<p>2 ページの 20 行目 「基本検査」の法的位置づけについての記載があったほうがよいと思います。 (原子力規制検査等に関する規則第 3 条第 1 項の規定による検査?)</p>	<p>御意見を踏まえ、基本検査だけでなく、追加検査に関する事項も含め、規則条項との関連について明記することとし「標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合の追加検査」を「規則第 3 条第 1 項に基づき実施する標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、同条第 2 項に基づき実施する基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合に実施する追加検査」に修正します。</p> <p>同様に、以下において法的位置付けを追加しました。 2.5 の「追加検査対応区分の変更を行った場合には、」を「対応区分の変更を行った場合には、規則第 3 条第 3 項に基づき、」に修正します。</p> <p>なお、追加検査については、下記 4 5 で示した考え方を、基本検査については、下記 5 3 で示した考え方を参照してください。</p>
16	<p>【2 頁】 2.1(2)なお書きの「なお、特別検査は、法第 68 条の規定に基づいて行う。」について、特別検査は法第 61 条の 2 の 2 の原子力規制検査ではないということでしょうか。</p> <p>特別検査が原子力規制検査である場合、本「なお書き」は必要ないのではないのでしょうか。</p>	<p>特別検査は、法第 68 条の規定（立入検査等）の規定に基づいて行う検査であり、原子力規制検査ではありません。このため「なお書き」にしていますので、原案のとおりとします。</p>

17	【2頁】2.1(2)※3の「原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、＜中略＞（原子力事故調査）をいう。」とありますが、語尾は「がある。」や「があり、特別検査において原子力事故調査の実施要否について確認する。」が適切と考えます。	御意見を踏まえ、「（原子力事故調査）をいう。」を「（原子力事故調査）がある。」に修正します。
18	2ページの25行目 「原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、・・・をいう。」は「上述の検査のほかに、原子力事故に対する原子力規制委員会の対応として、・・・がある。」などとしたほうがよいと思います。「上述の検査」は事故対応のためのものではないのだから。	上記17で示したとおり修正いたします。
19	【2頁～3頁】2.1(2)第2段落の基本検査の記載において、前段で「日常検査」と「チーム検査」があることを記載し、「日常検査」の内容については記載されていますが「チーム検査」の内容に関する記載がありませんので追記頂きたい。	チーム検査は、「個別事項の実施状況に特化して確認するもの」であり、個別に内容が異なるため、検査ガイドに詳しく定めるものとしています。このため、原案のとおりとします。
20	＜該当箇所＞ 2頁 30行目 ＜内容＞ 令41条非該当使用者及び核原料物質使用者の基本検査は「日常検査」と「チーム検査」のどちらに該当するのか。	原子力規制事務所又は原子力規制庁本庁の原子力検査官が出張して検査を行うこととなりますが、使用者の活動全般を監視するものであるため、日常検査に該当します。
21	＜該当箇所＞ 3頁 5行目 ＜内容＞ 「2.5の追加検査対応区分の特定及び2.9の検査結果に基づく規制対応措置を判断するため」は「2.5追加検査対応区分の設定及び2.9検査結果に基づく規制対応措置の検討等を行うため」に表現を統一すべきである。	御意見を踏まえ、「2.5の追加検査対応区分の特定及び2.9の検査結果に基づく規制対応措置を判断するため」を「2.5対応区分の設定」による対応区分の決定及び「2.9検査結果に基づく規制対応措置の検討等」により規制対応措置の決定を行うため」に修正します。
22	＜該当箇所＞ 3頁 17行目 ＜内容＞ 「リスク情報は、確率論的リスク評価(PRA)により得られる計算結果や知見等の定量的な情報のみならず、・・・定性的な情報を含む。」の表現は、定量的な情報を必須とする印象を与える。実用発電炉以外の核燃料施設等ではPRA評価を必須としていないため、表現を見直していただきたい。	御意見を踏まえ、「リスク情報は、確率論的リスク評価(PRA)により得られる計算結果や知見等の定量的な情報のみならず、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報を含む。」を「リスク情報は、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報に加え、確率論的リスク評価(PRA)により得られる計算結果や知見等の定量的な情報をいう。」に修正します。
23	P3 2.1 検査等 (2) 検査種別 (P3 第3パラグラフ) 「追加検査の程度は、検査対象事項の重要度等に応じて2.5追加検査対応区分の設定によって設定する。」とあるが、「追加検査の程度は、検査対象事項の重要度等に応じて2.5追加検査対応区分の設定による。」が適切ではないか。	御意見を踏まえ、「2.5追加検査対応区分の設定によって設定する。」を「設定される「2.5対応区分の設定」により決定する。」に修正します。

24	<p>【3 頁】2.1(2)第3段落の追加検査の内容に関する記載の後段の「追加検査の程度は、検査対象事項の重要度等に応じて2.5追加検査対応区分の設定によって設定する。」について、”検査対象事項の重要度等（安全活動の劣化の程度）に応じて”と、別途パブリックコメント中の「原子力規制検査等に関する規則」第3条第2項の記載や、表6の表現である「安全活動の劣化」という表現を記載したほうが関連が明確なものとなると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、「検査対象事項の重要度等」を「安全活動の劣化の程度」に修正します。</p>
25	<p>3ページの最下行から上に6行目 「原子力検査官」： 法第68条の規定に基づいて行う特別検査は、同法第67条の2第2項に規定する原子力検査官の事務の対象とはなっていないのでは？</p>	<p>原子炉等規制法第68条において、原子力規制委員会の職員が立入検査を実施することが規定されており、特別検査は立入検査として実施することから、原子力検査官のみならず、原子力規制委員会の職員が行うこととなります。御意見を踏まえ、「原子力検査官」を「原子力規制庁職員を含む原子力検査官等」に修正します。</p>
26	<p>7ページの7行目 「検査官」と9行目「原子力検査官」のタームの違いは何を意味しているのか？</p>	<p>御意見を踏まえ、「検査官」を「原子力検査官」に統一します。ただし、2.1(2)検査種別における特別検査では、上記25で示した考え方とおり、原子力検査官以外の職員も関わる可能性がありますので、「検査官」を「原子力検査官等」に修正します。</p>
27	<p><該当箇所> 4頁 7行目 <内容> 「表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）を規則第5条の規定に基づき事業者から報告を受理する。」は「表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について規則第5条の規定に基づく事業者からの報告を受理する。」が正しいのではないか？</p>	<p>御意見のとおり、「各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について事業者から報告を受理する。」を「規則第5条の規定に基づき、各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について事業者から報告を受理する。」に修正します。</p>
28	<p>【4 頁】安全実績指標の確認・評価については別途制定する検査ガイド（「BQ0040 パフォーマンス指標の検証」および「GI0006 安全実績指標（PI：Performance Indicator）に関するガイド」）に基づくことを明記したほうが良いと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、2.2の最後に「安全実績指標等の確認・評価等の詳細については、別途ガイドを定める。」と追記します。</p>
29	<p>4ページの第2段落の1行目 「安全実績指標の報告とは別に事業者から提示を受けた横断領域の指標」とありますが、唐突に記載が現れ、明確ではありません。「検査の視点等を抽出することを基本とする」とあるように、参考的に活用することを意図したものであっても、安全実績指標と同様に、出典、定義ならびに目的の記載が必要だと思います。</p>	<p>横断領域監視の指標の活用については、今後、検討していくものであるため、当該指標に係る部分を削除します。</p>
30	<p>P4 2.2 安全実績指標等の確認・評価等 最終パラグラフについて、「安全実績指標の報告とは別に事業者から提示を受</p>	<p>上記29で示した考え方を参照してください。</p>

	けた横断領域監視の指標については、実績値の数値自体では活動の善し悪しを一概には捉えられないことから、分析方法及び評価の扱いについて検討を行うとともに、その結果を踏まえ、事業者の横断領域に係る検査の視点等を抽出することを基本とする。」とあるが、対象を明確にするため「事業者に対する横断領域に係る検査の視点等を抽出」とした方がよいのではないかな。	
31	P4 2.2 「横断領域監視の指標」が何を指しているかこの記載だけでは分からないと思います。「保安検査に活用する安全に係る指標」のことであると明記したほうがよいのではないのでしょうか。明記しないのであれば、横断領域監視指標の扱いについて本要領に記載しない方がよいのではないのでしょうか。	上記29で示した考え方を参照してください。
32	<該当箇所> 4頁 13行目 <内容> 「事業者から提示を受けた横断領域監視の指標については」について、横断領域監視の指標の提示は実用発電炉に限定しているので、「事業者（実用発電炉に限る。）から提示を受けた横断領域監視の指標については」に修正すべきである。	上記29で示した考え方を参照してください。
33	2.2 安全実績指標等の確認・評価等に対して 横断領域監視の指標について、以下のように記載されているが、これまで提出している過去3年分のデータをもとに指標の有効性を評価し、有効ではないと判断された指標については、廃止するなど検討いただきたい。 また、横断領域監視指標の中には、「不適合発生件数」など検査官がフリーアクセスで確認できる指標もあるため、そのような指標は提出不要とすることも含めて検討いただきたい。 【実施要領抜粋】 横断領域監視の指標については、実績値の数値自体では活動の善し悪しを一概には捉えられないことから、分析方法及び評価の扱いについて検討を行うとともに・・・	上記29で示した考え方を参照してください。
34	2.2 安全実績指標等の確認・評価等 （意見）横断領域監視指標の記載については、下記理由により削除が適切と考えます。 【理由】平成28年度に発出された、NRA文書「保安検査における指標の収集について（指示）」（原規規発第1604135号）に基づきデータは採取されており、実施要領への記載の必要性はなく削除とする。また、同指示文書では、データを数年間収集して傾向分析を行うとしていることから、この点からも実施要領への記載は不要と考えます。 また、規則第5条での報告対象は安全実績指標であることから、規則との整	上記29で示した考え方を参照してください。

	合性の観点からも横断領域監視指標については記載は不要と考えます	
35	【4頁】の書き始めが「原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、＜以下、略＞」と、検査気付き事項のスクリーニングに関する記載がありませんので、スクリーニングに関する記載の追加と「GI0008 検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」を用いることを明記したほうが良いと考えます。	御意見を踏まえ、2.3の最後に「検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。」を追記します。
36	2.3 本項は最初から「検査指摘事項の重要度評価」で始まりますが、気付き事項の抽出から別に定めるガイドに基づくスクリーニングが行われ、その結果評価が必要な指摘が抽出されることを記載頂きたいと思います。	2.3は、検査指摘事項が見つかったからの重要度評価の記載であり、スクリーニングプロセスについては、4.2(5)で説明しているため、原案のとおりとします。
37	P4 2.3 検査指摘事項の重要度評価 2,3行目 「原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、当該劣化の（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。」とあるが、括弧を挟んで「の」が重複している。	御意見を踏まえ、「当該劣化の」を「当該劣化」に修正します。
38	<該当箇所> 4頁 19行目 <内容> 「当該劣化の（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。」とあるが、「当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。」に修正すべきである。	上記37で示したとおり修正します。
39	【4頁】第1段落に「＜前略＞評価ガイドとして別途定める。」との記載がありますが、”GI0007 原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイド”を明記したほうが良いと考えます。	御意見を踏まえ、「検査指摘事項の重要度評価のより具体的な実施手法については、監視領域に対応した評価体系を整理し、評価ガイドとして別途定める。評価ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。」を削除し、2.3の最後に「検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。」を追記し、本項全体に係るガイドであることが分かるようにいたします。
40	<該当箇所> 4頁 24行目 <内容> 「なお、評価におけるリスク情報の活用については、可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用するとともに、低頻度で影響の大きな事象等及びPRAによって評価できない事象に係るリスクについても考慮する。」について、リスク情報の定義が3頁17行と一致しておらず、また、核燃料施	4頁ではリスク情報を再定義しておらず、3頁で定義したリスク情報の活用方法について示したものです。この趣旨を明確化するため、「可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用するとともに、低頻度で影響の大きな事象等及びPRAによって評価できない事象に係るリスクについても考慮する。」を「可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用する。その際、当該検査指摘事項が低頻度で影響の極めて甚大

	設等への適用を考慮し、定量的情報や定性的情報からなるリスク情報を活用するよう記載を修正すべきである。	な事象等又は PRA によって評価できない事象に関連するものかどうかにかかわらずに配慮する。」に修正します。 また、2.3 を (1) 実用炉、(2) 核燃料施設等に分け、核燃料施設等への適用を明記します。
41	【4 頁】第 2 段落に「検査指摘事項の重要度評価により緑以外の結果が得られた場合には、〈以下、略〉」と「緑以外」という記載がありますので、第 1 段落の「〈前略〉重要度を表 5 に示すとおり 4 段階に分類して行う。」の”分類”を”分類 (緑、白、黄、赤)”と色の種類を明記すると、繋がりが良いと考えます。	御意見を踏まえ、「4 段階」を「4 段階 (緑、白、黄、赤)」に修正します。
42	〈該当箇所〉 5 頁 5 行目 〈内容〉 令 4 1 条非該当使用者及び核原料物質使用者の基本検査の結果は、他の許可区分と同様に、四半期ごとにとりまとめ、検査を受けた事業者へ通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表されるのか。	御理解のとおりです。
43	〈該当箇所〉 5 頁 1 2 行目 〈内容〉 「原則検査の評価ごと及び監視領域に係る検査結果の内容が」は「原則検査の評価ごとに監視領域に係る検査結果の内容が」が正しいのではないかと？	御意見を踏まえ、「2.7(1) の評価の単位ごと、監視領域ごとに評価分類を明示し、原則検査の評価ごと及び監視領域に係る検査結果の内容が閲覧できる構成とする。」を「2.7(1) の評価の単位」である各施設に対して、監視領域ごとに評価結果を明示する。」に修正します。
44	【5 頁】2.5 第 2 段落の「追加検査は、〈中略〉 の 5 つの対応区分のうち、」の中略の部分は第 1 段落で引用している表 6 の記載そのまま記載しているため、第 1 段落の「〈前略〉表 6 に示すとおり、対応区分を設定する。」を「表 6 に示すとおり、第 1 区分から第 5 区分の中から対応区分を設定する。」として 5 つの区分があることを記載することで、第 2 段落の各区分の説明部分 (上記、中略部分) は記載する必要はないものと考えます。	本文又は表 6 のいずれを見ても理解できるようにするため、原案のとおりとします。
45	〈該当箇所〉 5 頁 3 1 行目 〈内容〉 「第 2 区分以上が設定された場合」とあるが、表 6 において第 5 区分の検査対応が定められていないことから、「第 2 区分、第 3 区分または第 4 区分が設定された場合」とすべきである。	御意見を踏まえ、「第 2 区分以上」を「第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分」に修正します。
46	〈該当箇所〉 6 頁 7 行目 〈内容〉 「第 2 区分以上が設定された場合」とあるが、表 6 において第 5 区分の追加検査が定められていないことから、「第 2 区分、第 3 区分または第 4 区分が設	上記 4 5 で示したとおり修正します。

	定された場合」とすべきである。	
47	<p>2.5 追加検査対応区分の設定（追加検査の適用の考え方） （意見） 安全実績指標結果を追加検査対応区分の設定へ反映する際に、例えばLCO逸脱件数のように過去4四半期の評価期間を設定している場合に、白判定を受けた以降の1年間全ての四半期において、同一LCO逸脱事象による白判定が継続することも想定される。このような場合に、追加検査の適用の考え方をどうするのか明確にしておく必要（ルール化）があると考えます。</p> <p>例えば、同一事象により以降の四半期において白が継続する場合に限っては、新たな劣化事象は発生していないことから、追加検査は課さないとするのが適当と考えます。（新たな事象の発生に伴い、白が継続する場合に追加検査を課すことにする。）</p>	<p>御意見のような同様の事象が発生した場合も白判定として取り扱います。</p> <p>対応区分の継続や変更に係る考えを明確にするために、「ただし、追加検査による確認から最大2年間は、当該改善の状況が効果を維持していることを基本検査により確認し、第2区分以上が設定されることとなった要因が再発している場合等には、改善の対応を確認するため、当該区分から第1区分には直ちには変更しない。」を削除いたします。従いまして、追加検査が発生した場合、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、第1区分に変更します。その後、LCO逸脱等が発生した場合は、過去4四半期分を累計し、再度評価することとなります。</p> <p>なお、追加検査対応区分は、追加検査の有無に使用するのみではなく、総合的な評定等にも関係します。このため、誤解のないよう、「追加検査対応区分」を「対応区分」に修正します。</p>
48	<p>2.5 最後の段落のなお書きにおいて、追加検査の実施に係る検査手数料の納付について記載がありますが、出典となる規則を紐づけるとともに、納付の時期について、また納付書の交付によるものである等、事業者に対して求める手段についても記載頂きたいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえて「なお、追加検査の実施に当たっては、当該事業者に対して対応する検査手数料の納付を当該事業者に求める。」を「追加検査の実施に当たっては、規則第7条に基づき当該事業者に対して対応する手数料の納付を納入告知書の交付により当該事業者を求める。」に修正します。</p>
49	<p>6ページの13行目 「検査手数料」は法令で使用する用語で「手数料」と記載したほうがよいと思います。</p>	<p>御意見のとおり、「検査手数料」を「手数料」に修正します。</p>
50	<p>P6 2.6 特別検査の実施に係る判断 5行目 「・・・安全上の重要性に係る評価を行うとともに・・・」とあるが、「重要性」ではなく「重要度」が適切ではないか。</p>	<p>発生した事故故障等の状況の調査及び把握をするため、特別検査の実施要否を判断する過程においては、検査指摘事項に対する「重要度評価」とは異なるプロセスで事象の重要性を判断することとしているため、原案のとおりとします。</p>
51	<p>【6頁】2.6 特別検査において、2.1(2)※3に記載された「原子力事故調査」の要否確認について記載する必要があると考えます。 また、「GI0005 原子力規制検査における特別検査ガイド」により実施することを明記したほうが良いと考えます。</p>	<p>前段については、「原子力事故調査」の要否確認は、原子力規制検査と別に行われるため、原案のとおりとします。 後段については、上記14で示した考え方を参照してください。</p>
52	<p>6ページの（注）の1行目 「核燃料物質」は「核燃料物質のみ」のほうが適当では？</p>	<p>御意見を踏まえ、「令第41条の規定に該当しない核燃料物質を使用し、かつ核物質防護に係る原子力規制検査の対象でないもの及び核原料物質を使用するものについては、10年に1回の原子力規制検査を実施する度ごとに、評定を行う。」を「使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）</p>

		に対する検査（核物質防護に係るものを除く。）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施した年度ごとに、評定を行う。」に修正します。
53	6ページの（注）の2行目 「核原料物質を使用する者」：規則第3条第1項では「核原料物質の使用に係る施設」と規定しているのだから、核原料物質を使用する者（核原料物質使用者、国際規制物資使用者）のうち核原料物質使用者のみを指しているとして理解してよろしいか？（「核原料物質の使用に係る施設」は法第61条の3第1項の許可の申請書の記載事項の対象ではない。）	法第57条の8において「核原料物質を使用する者（前条第1項第1号又は第3号に該当する場合を除く。第61条の2の2第1項及び第81条第2号において同じ。）」と規定されていることから、法第61条の2の2第1項に規定する原子力規制検査の対象となる「核原料物質を使用する者」には、法第57条の7第1項第2号に規定する「第61条の3第1項の許可を受けた者」（法第57条の7第1項第3号に該当する場合を除く。）、すなわち国際規制物資使用者が含まれます。 なお、法第61条の3第3項において、許可申請書の添付書類として核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要を記載した書類の提出を求めています。
54	6ページの2.7(1)の2行目 「一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている」はわかりにくい記載であるが、「工場又は事業所に複数の原子炉が設置されている」ということを意味していると理解してよろしいか？	御理解のとおりです。
55	「P.9 2.8 総合的な評価の結果の通知及び公表」 3行目に「以下の事項を事業者に通知するとともに、原則公表する」とある部分で、以下の事項マル1～マル4のうち、マル3「3年間以上継続して第3区分が設定されている場合は、事業者による活動の改善に取り組む計画の作成状況等」は、事業者の計画状況を事業者に通知するとの関係になってしまうので、記載の適正化をご検討頂けないでしょうか。	御意見を踏まえ、「安全活動の改善に取り組む計画の作成状況等」を「安全活動の改善に係る取組状況等」に修正します。
56	2.8 総合的な評定の結果の通知および公表の際、基本検査の検査手数料の納付について記載がありますが、出典となる規則を紐づけるとともに、納付の時期について、また納付書の交付によるものである等、事業者に対して求める手段についても記載頂きたいと思います。	御意見を踏まえ、「当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の検査手数料の納付を求める。」を「規則第7条に基づき、規則別表のとおり当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。」に修正します。
57	7ページの2.8の5行目 「検査手数料の納付」は基本検査の実施後に納付するという理解でよろしいか。基本検査等の結果に基づき総合的な評定をするのであるから。（6ページに、特別検査については検査実施前に手数料を納付させる旨の記載があるが）	上記56の通り、通年で実施する基本検査の実施前後に関わらず、その手数料の納付については、納入告知書によって求めます。
58	<該当箇所> 7頁 9行目 <内容>	令41条非該当使用者及び核原料物質使用者も他の許可区分と同様に、検査を実施した年度において行います。この趣旨を明確化するため、「原則公表する。」を「核物質防護のために必

	令4 1条非該当使用者及び核原料物質使用者の総合的な評定の結果の通知および公表は他の許可区分と同様に行われるのか。	要な措置に関する詳細な情報を除き原則1年に1回公表する。」に修正します。
59	<p><該当箇所> 7頁 14行目 <内容> 令4 1条非該当使用者及び核原料物質使用者の原子力規制検査は10年毎のため、検査計画の通知、公表及び検査手数料の納付依頼の時期は総合的な評定の結果の通知及び公表の時期と異なるため、いつ行われるのか。</p>	御意見を踏まえ、「※7 使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）に対する検査（核物質防護に係るものを除く。）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施する年度（実施時期が年度当初の場合には、その前の年度）に検査計画を通知し、規則第7条に基づき基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。」と追記します。
60	<p>2.9 第2段落の1行目 「原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は、検査指摘事項の重要度評価と並行して、」とありますが、スクリーニングにより指摘事項を抽出する前の段階なのか、スクリーニングと並行してなのか、指摘事項（緑以上）であることが確定した後なのか読みにくくなっておりますので、明記して頂きたいと思います。</p>	指摘事項を確定する前から実施できるため、御意見を踏まえ、「検査指摘事項の重要度評価と並行して」を「3.2(5)検査の実施」に規定する検査指摘事項とするかどうかの判断及び重要度の評価と並行して」に修正します。また、併せて、図1の表記も「個別事項の重要度評価」を「重要度の評価」に修正します。
61	<p>P7, P8 2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等 第2パラグラフ 「原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は、検査指摘事項の重要度評価と並行して、当該気付き事項に対する事業者の自律的な改善能力があるかどうか、当該気付き事項が組織として意図的に行われたもの又は・・・。」とあるが、「検査指摘事項の重要度評価」という用語は図1 (P12) の記載との整合から「個別事項の重要度評価」が適切ではないか。 また、P8の「・・・当該気付き事項に対する重要度評価の結果も踏まえて・・・」との記載についても、「気付き事項に対する重要度評価」という用語は「個別事項の重要度評価」が適切ではないか。</p>	上記60で示した考え方を参照してください。
62	<p>P7 2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等 第2パラグラフ 「原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は・・・」とあるが、気づき事項の定義を記載した方がよいのではないか。 (記載例：原子力規制検査において検査官が疑念を抱く事象（以下、「検査気付き事項」という。）がある場合は・・・)</p>	御意見を踏まえ、検査の実施中に何かしらに気付いた事項を気づき事項と分かるよう、「原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は」を「原子力規制検査において気付き事項がある場合には」に修正します。
63	<p>【7頁】2.9 規制対応措置の検討について、2.3の重要度評価同様に深刻度評価（軽微、SL4、SL3、SL2、SL1）を行うことを記載したほうが良いと考えます。 また、「GI004 原子力規制検査における対応措置ガイド」により実施することを明記したほうが良いと考えます。</p>	前段について、規制対応措置は重要度評価を踏まえて決定しますが、自律的改善能力があるかや意図的な指摘事項なのか等も考慮することにしていきますので、指摘事項によって講じられる具体的な措置内容も多様になると考えられます。また、こうした規制対応措置は原子力規制委員会によって決定されるものです。こうしたことから、深刻度評価とそれに応じた規制対応措置を本実施要領に記載することは適当ではないと考えますの

		で、原案の通りとします。 後段については、上述した運用等についてはガイドを定め、「2.9 検査結果に基づく規制対応措置」の最後に、「検査結果に基づく規制対応措置の詳細については、別途ガイドを定める。」と追記します。
64	8 ページの 2 1 行目 「告示」の法令番号を記載したほうがよいと思います。	「なお、実用発電用原子炉施設の定期事業者検査の判定期間に関する告示については、定期事業者検査の開始に当たっての報告において定期事業者検査に係る一定の期間の変更が示された場合に、告示の変更を検討する。」を削除します。
65	【8 頁～9 頁】 3. では「法定確認行為等の実施と原子力規制検査の関係」として「関係」を記載している部分で、法定確認行為については「申請前の確認事項について、原子力規制検査を活用して効率的に実施する」というもので、原子力規制検査そのものではないものと認識しております。 従って、「4 検査等の実施に係わる手順等」の後に記載したほうが良いと考えます。	御指摘を踏まえ、「3 法定確認行為等の実施と原子力規制検査の関係」と「4 検査等の実施に係る手順等」の記載の順番を入れ替えます。
66	【8 頁～9 頁】 本要領は「原子力規制検査等実施要領」ですので、法定確認行為については原子力規制検査との関係の整理のみを記載すれば良く、申請の受理～確認証の交付等、法定確認行為そのものについては当該ガイドに記載されるため、本要領に記載する必要はないものと考えます。	法定確認は、原子力規制検査の施行後において、従来と運用実務が異なるものとなるため、その一部だけを記載するのではなく、詳細に記載することが適切と考えているため、原案のとおりとします。
67	P8 3.1 申請等の受理 当該箇所には、「原子力規制委員会宛ての申請書等を提出する必要があり、事業者の申請等を受理する際に申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していること及び、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。」との記載があり、申請書の受理（提出時）に手数料の納付を確認すると読める。事業所外運搬の場合、従前は、申請書の受理（提出時）に手数料納付書を頂き、速やかに納付していることから、手数料の納付のタイミングを確認したい（受理する際には確認できない）。	御指摘を踏まえ、「法定確認行為等を受けようとする事業者は、法定確認行為等の種別に応じて表 8-1 及び表 8-2 に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛ての申請書等を提出する必要があり、事業者の申請等を受理する際に申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していること及び必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。」を「法定確認行為等の種別に応じて表 8-1 及び表 8-2 に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛ての申請書等について、法定確認行為等を受けようとする事業者から提出された場合には、申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していることを確認する。また、令別表第 1 で規定されている手数料の納付を納入告知書の交付により求めたうえで、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。」に修正します。
68	3.1 申請時の受理 に対して。 「法定確認行為等を受けようとする事業者は、法定確認行為等の種別に応じて～中略～原子力規制委員会宛ての申請書等を提出する必要があり、事業者の申請書等を受理する際に申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していること及び、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。」と	上記 6 7 で示した考え方を参照してください。

	の記載があるが、後半部分の主語が「事業者」であるかのように読めてしまうため、記載の適正化が必要と思われる。	
69	【9頁】「本章では、2.1 で示す検査等を円滑に運用するための具体的な手順等を定める。」と記載されておりますが、「4.3 検査報告書の作成」は「2.4 検査結果の通知及び公表」に「取りまとめ」という表現で記載されておりますので、「2.1 及び2.4」と追加したほうが良いと考えます。	御意見を踏まえ、「2.1」を「2.1 検査の体系等」及び「2.4 検査の結果の通知及び公表」に修正します。
70	【9頁】4.1 検査計画の第一段落の「<前略>総合的な評定を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画（以下「年間計画」という。）を合わせて作成し、事業者へ通知するとともに、公表する。<以下、略>」について、事業者へ通知される「年間計画」は2年分の計画として明記して頂きたい。 理由は、年間計画は4月以降に前年度の総合評定を取りまとめる際に作成されるため、単年度計画では4月から年間計画通知までの期間について検査計画がない状態となるため、2ヵ年計画としておくことで、検査計画通知までの間は「前年度に通知を受けた検査計画」により検査を行い、通知後は「当該年度に通知を受けた検査計画」により検査を行うことが可能となります。 なお、米国 IMC-0305 07.03 サイクル中間およびサイクル期末レビューでは、評価期間の最終四半期の終了後7週間以内に、評価期間の終了後の約24か月間の検査活動の計画を作成することとされており、検査計画の空白期間がないように計画されるように記載されております。	翌々年度を含め、検査計画の空白期間がないように計画を立てるものであることから、御意見を踏まえ、「(以下「年間計画」という。)」を削除し、「年間計画」を「検査計画」に修正します。
71	4.1 検査計画の作成について、以下のように記載されているが、4月から年間計画通知までの期間についての検査計画はどのように作成されるのか明確化していただきたい。 【実施要領抜粋】 原子力規制検査は、・・・総合的な評定を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画（以下「年間計画」という。）を合わせて作成し、事業者へ通知するとともに、公表する。 なお、米国 IMC-0305 07.03 サイクル中間およびサイクル期末レビューでは、評価期間の最終四半期の終了後7週間以内に、評価期間の終了後の約24か月間の検査活動の計画を作成することとされており、検査計画の空白期間がないように計画されるように記載されております。	上記70で示した考え方を参照してください。
72	<該当箇所> 10頁 4行目 <内容> 「日常検査等を通じて」の「等」は具体的にどのような行為か明示すべきである。	日常検査だけでなく、検査以外の原子力検査官による日々の活動(中央制御室のパラメータ監視や現場ウォークダウンなど)などを指し示します。御意見を踏まえ、「日常検査等」を「日常検査や日々の監視、事業者会議への参加等」に修正します。

73	<p><該当箇所> 10頁 5行目 <内容> 「チーム検査、追加検査等」の「等」は具体的にどのような検査か明示すべきである。</p>	<p>4.2 検査の実施の冒頭にて、「基本検査、追加検査及び特別検査を行う際には」と記載されていますが、ここでは主にチーム検査のことを示していますので、「チーム検査、追加検査等」を「チーム検査」に修正します。</p>
74	<p>P10 4.2 検査の実施 4行目 「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定されているとおり、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所、工場、事業所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び必要な試料を受けての分析等の検査方法を通じて、効果的かつ効率的な検査を実施するために、事前の検討を踏まえて検査を実施する。」とあるが、内容が理解し難い。 例えば、「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定されているとおり、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所、工場、事業所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び必要な試料の提出を受ける際には、効果的かつ効率的な検査となるよう、事前の検討を踏まえて検査を実施する。」との記載が良いのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定されているとおり、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所、工場、事業所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び必要な試料を受けての分析等の検査方法を通じて、効果的かつ効率的な検査を実施するために、事前の検討を踏まえて検査を実施する。」を「原子力検査官は、法第61条の2の2第3項並びに第68条第1項及び第2項の規定に基づく検査を、事業者又は事業者の調達先の者（以下「事業者等」という。）が安全活動を行う場所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び事業者から必要な試料の提出を受けての試験等を通じて、効果的かつ効率的に実施するため、必要な事前準備を行った上で検査を実施する。」に修正します。</p>
75	<p><該当箇所> 10頁 5行目 <内容> 「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定されているとおり、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所、工場、事業所（以下「検査場所」という。）への立入り、・・・」と書かれているが、法の当該条項では「原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる」とあり、事業者の調達先への立入りに関して規定されていないため、例えば、「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定する検査は、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、・・・」との表現に見直すことが適当と考える。</p>	<p>上記74で示した考え方を参照してください。</p>
76	<p>10ページの「調達先」は1ページと同様に「調達先の者」のほうがよいのでは？ また「調達先」に対しては、法第68条第2項の規定では試料の分析は許されていないのでは？</p>	<p>前段については、御意見を踏まえ、「調達先」を「調達先の者」に修正します。 後段については、上記74で示した考え方を参照してください。</p>
77	<p>10ページの8行目 「必要な試料を受けての分析」は「必要な試料の提出を受けての試験」のほ</p>	<p>上記74で示した考え方を参照してください。</p>

	うがよいのでは？ 原子炉等規制法第61条の2の2第3項第4号に「必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）」と規定されているのだから。	
78	<p><該当箇所> 10頁 9行目</p> <p><内容> 「検査方法を通じて」は「検査を通じて」が正しいのではないかと？</p>	上記74で示した考え方を参照してください。
79	<p>10ページの(1)の3行目</p> <p>「事業者の行う」は「事業者等の行う」の誤記では？（同(2)3行目についても同様。）</p>	御意見を踏まえ、「事業者」を「事業者等」に修正します。
80	<p>10ページの(1)の7行目</p> <p>「連絡」は、誰に対するものか？</p>	御意見を踏まえ、趣旨等が明確になるよう「それらの事業者等が責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者の行う必要な教育及び訓練に参加し、検査のために必要な立入りができるようにしておく。なお、検査官の立入りに関しては、立入先での事業者の活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が立入先に検査官が向かっていることを検査官の許可なしに連絡しないよう」を「事業者等がその責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け、検査のために必要な立入りができるようにしておく。なお、原子力検査官の立入りに関しては、立入先での事業者の安全活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が原子力検査官の立入先への出入りや立入先での居場所を原子力検査官の許可なしに原則ほかの事業者等の職員等に連絡しないよう」に修正します。
81	<p>【10頁】4.2(2) 誤記「を」⇒「に」</p> <p>「事業者の行う必要な教育及び訓練に参加し、」</p> <p>「事業者の行う必要な教育及び訓練に参加し、」</p>	御意見を踏まえて、「事業者等の行う必要な教育及び訓練に参加し」を「事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け」に修正します。
82	<p>10ページの(2)の3行目</p> <p>「訓練に参加」は「訓練に参加」の誤記ではないですか？</p>	上記81で示したとおり修正します。
83	<p><該当箇所> 10頁 23行目</p> <p><内容> 「訓練を」については、「訓練に」にすべきである。</p>	上記81で示したとおり修正します。

84	P10 4.2 検査の実施 (2) 物件検査及び試料受理に関する事前準備 「・・・事業者の行う必要な教育及び訓練を参加し・・・」とあるが、「訓練に参加し」が適切ではないか。	上記81で示したとおり修正します。
85	10ページの(2)の4行目 「閲覧」： 帳簿等の閲覧だけでなく、設備等の検査、提出試料の受理ができるようにするべきと思います。	御意見のとおり、「閲覧」を「閲覧等」に修正します。
86	【10頁】4.2(2)は「物件検査及び試料受理に関する事前準備」とされておりますが、記載内容は物件検査の記載のみのように読めます。 「試料受理」に関する記載はどの部分が該当するのでしょうか。	上記85で示した考え方を参照してください。
87	<該当箇所> 10頁 26行目 <内容> 「事業者等の職員に限らず、活動に関係している従業者」とあるが、事業者等は「事業者及び事業者の調達先」で定義されていることから、「活動に関係している従業者」の定義は何か。また、実施要領全体を通じて、職員等、職員、従業者及び従業員の表現について、定義の明確化及び表現の統一が必要である。	「事業者等」には、事業者及び事業者の調達先やその他の関係者も含まれます。しかし、関係者に対する質問は、原子力規制検査の実施に必要な範囲の中で実施するため、関係者を特定して実施することは困難なことから、「活動に関係している従業者に対して、事業者等の活動状況、活動に係る認識等の実態を把握するために行う。」を「事業者の安全活動に関係している者に対して、原子力規制検査の実施に必要な範囲で、事業者等の活動状況や、当該活動に係るその者の認識等の実態を把握するために行う。」に修正します。
88	【10頁】4.2(3)書き始めの「関係者に対する質問は、事業者等の職員に限らず、活動に関係している従業者に対して、<以下、略>」について、「事業者等」は4.2において「<前略>事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の<以下、略>」と調達先を含むことが定義されております。 「活動に関係している従業者」とは、事業者及び調達先の職員以外の者を指しているのでしょうか。	上記87で示した考え方を参照してください。
89	P11 4.2 検査の実施 (5) 検査の実施 「検査ガイドに規定する検査対象、検査対象数、検査量等を踏まえて検査を実施する。その際、これまでの検査結果を含めた事業者の活動状況を確認した上で、リスク情報を活用して、検査対象を選定する。」とあるが、検査ガイドに規定するとされている「検査対象」、「検査対象数」、「検査量」という用語については、検査ガイドの記載と整合するべきと考えるが、検査ガイドではこの用語が使用されるとの理解でよいか。	検査ガイドを実施要領の記載に合わせますので、原案のとおりとします。また、同じものを指している2.1(2)の「標準的な選定数」を「標準的な検査対象数」に修正します。
90	図1 図の中央に「個別事項の重要度評価」がありますが、上段の「検査等」で得られた「1 検査における気付き事項」については、分類の結果に指摘事項未満である「軽微」が必要と考えますので、「2 安全実績指標のデータ」と書き分け、スクリーニングのプロセスを追記して頂くか、「個別事項の重要度評価」の欄外注記に「軽微」を追記して頂きたいと思います。	御意見を踏まえ、①検査における気付き事項の欄外に「気付き事項を検査指摘事項にするかを判断。」を追記いたします。

91	<p>P12 図1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素 個別事項の重要度評価には、「1 検査における気付き事項」「2 安全実績指標のデータ」がインプットされ、気付き事項等を安全上の重要度で分類することとされている。またこの注記(※)には、「※指摘事項は重要度に応じて複数の段階に分類(赤、黄、白、緑)」との記載がある。 「個別事項=気付き事項等」であれば、言葉の統一をして頂きたい。また、注記(※)には、指摘事項の重要度評価(赤、黄、白、緑)のみではなく、気付き事項の評価(マイナー、指摘事項)も記載頂きたい。(気付き事項等には緑未満の事象も含まれることが読み取れる記載に修正いただきたい。)</p>	<p>上記90で示した考え方を参照してください。</p>
92	<p>実施要領の「図1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素」のフローで、「気付き事項等を安全上の重要度で分類」とあるが、色で分類する意義が不明。あるべき姿は何で、そこを埋めるにはどうするのか、ということに対して議論が行われるべき。ただし、公衆への公表の段階で、分かりやすさの観点から色で分類することには意味があると考えられる。</p>	<p>重要度評価の中で、規制要求も踏まえたあるべき姿やそれとの乖離などについて評価を行うこととしています。その際には、2.3に記載のとおり、PRAの活用や定性的な評価を行うなど、事案の形態に応じた評価を行うこととし、「原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイド」に詳細な手法を記載する予定です。なお、評価結果について、事業者からの意見聴取や異議申し立てのプロセスも経て、最終的な評価にすることとしています。 実用発電用原子炉施設の色分けについては、事案の重要度が一般公衆も含めて、明瞭に伝わるものとして有効と認識しています。他方、核燃料施設等は、施設の特徴や取り扱い核燃料物質の量が様々であり、実用発電用原子炉施設の色分けと同じ色を使用することで一般公衆に誤解を与えるおそれがあることから、異なる表記を行う運用にすることとし、本要領の全体を修正します。</p>
93	<p><該当箇所> 12頁 図1 <内容> 「追加検査対応区分の設定と総合的な評定」について、「プラントごとに総合的に評定」と書かれているが、原子炉以外は「プラントごと」に評定されないため、表現を見直すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、「プラントごと」を「炉ごと」に修正します。</p>
94	<p>【12頁】図1の「被規制者の保安活動」は本文との整合を考え「事業者の安全活動」とした方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「被規制者の保安活動」を「事業者の安全活動」に修正します。</p>
95	<p>(当該箇所)表1-1、2、3、7、8-1 (意見)使用者として表に記載されているが、政令41条該当施設と非該当施設では適用が異なる。記載をわけのべき。 (理由)非該当施設において適用外のものまで適用されるとみなされてしまい、曖昧になってしまうため。</p>	<p>原子力規制検査は、規則の規定に基づき運用されることから、適用が曖昧になることはなく、原案のとおりとします。</p>

96	表 3 2. 1 (1) の本文記載との紐付けで読みやすくなるよう、「大分類」「小分類」を追記して頂きたいと思えます。	御意見を踏まえ、「大分類」及び「小分類」を記載します。
97	【15 頁】表 3 の左側に欄を設け、「大分類」と「小分類」と、分類の区分を明記したほうが良いと考えます。	上記 9 6 で示した考え方を参照してください。
98	< 該当箇所 > 1 5 頁 表 3 < 内容 > 「表 3 監視領域の分類」に係る表中の加工事業者及び再処理事業者の原子力施設安全に係る記載欄のうち、「発生防止」との記載については、精錬事業者等と同様に「臨界防止」の方が適切ではないか。	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 1 条第 1 項第 1 号に規定する設計基準事故においては、事故事例として、核燃料物質による臨界及び閉じ込め機能の不全について評価することが求められており、臨界だけではなく、火災、爆発の発生を起因とした閉じ込め機能の喪失もこの監視領域でみるため、発生防止という表現を用いていますので、原案のとおりとします。
99	(当該箇所) P. 1 5 表 3 監視領域の分類 「原子力施設安全」の内容について (意見) 原子力施設安全として、事業者ごとに監視対象となる機能が記載されているが、製錬事業者、使用済燃料貯蔵事業者、廃棄事業者、使用者は「臨界防止」になっているのに対して他の事業者は「発生防止」と記載されている。 どの安全機能に対してどういった状況であるかの監視をするような記載にするべき。 例) 臨界：発生防止、閉じ込め：拡大防止、閉じ込めの維持など。 (理由) 事業許可基準(新規性基準)にて求められる機能に係る監視であると思われるが、何に対するものなのかが不明確であり、事業者が混乱すると考えるため。	前段については、上記 9 8 で示した考え方を参照してください。 当該実施要領 2.1(1)において、監視領域のうち、原子力施設安全については事業等ごとの規制基準体系を踏まえて小分類を設けるとの考え方は記載済みであることから、原案のとおりとします。
100	(当該箇所) P. 1 6 表 4 安全実績指標 (意見) 表 4 は、原子炉施設に係るもののみが記載されている。施設ごとにとことなるものもあることから、全体を網羅する表にするべき。 (理由) 表 4 は「安全実績指標」(2.2 項において規定)を示すものであることから重要な役割をもっている。施設ごとに異なる指標があるため。	原子力規制検査等に関する規則第 5 条において、原子力施設安全は第 1 号で実用発電用原子炉を対象を限定、放射線安全と核物質防護はそれぞれ第 2 号、第 3 号で全原子力事業者等(政令非該当使用者除く)を対象としています。御意見を踏まえ、「原子力規制検査等の関する規則」に安全実施指標が紐付くように表 4 に規則の条と号を記載するとともに、第 5 条第 1 号は実用発電用原子炉施設にのみ適用することを明記します。
101	表 3 監視領域の分類(15 ページ)で、再処理事業者は実用炉と同等の監視領域が示されており、監視領域に対応した表 4 安全実績指標(16 ページ)では、実用炉をベースとした指標が示されている。一方、「BQ0040 パフォーマンス指標の検証 検査ガイド 試運用版(改 3)」の 3. 1 検査対象において、核燃料施設等は、(11) 放射性廃棄物の過剰放出件数、(12) 被ばく線量が線量限	上記 1 0 0 で示した考え方を参照してください。

	<p>度を超えた件数、(13) 計画外放射線影響発生件数のみを対象とすることが示されている。本実施要領では、核燃料施設等の安全実績指標の検査対象範囲が明確に示されていないが、検査ガイド「パフォーマンス指標の検証」に従うという理解でよいか。</p>	
102	<p><該当箇所> 16頁 表4 <内容> 表4で規定された安全実績指標が「原子力規制検査等に関する規則」第五条第1号～第3号で規定された安全実績指標の領域区分のどれに該当するかについて明記し、実用発電炉以外の核燃料施設等が報告する安全実績指標を特定すべきである。</p>	<p>上記100で示した考え方を参照してください。</p>
103	<p><該当箇所> 16頁 表4 <内容> 「表4 安全実績指標」の安全実績指標の記載内容は、実用炉を視野に入れたものであり、実用炉以外の事業者（例：試験研究炉や核燃料施設等）には、馴染まないものがある。 実用炉以外の事業者に対しても、表3監視領域の分類と整合が図られた具体的な実績指標を示すか、規則第5条に基づき報告不要であれば、それが分かるようにして頂きたい。</p>	<p>上記100で示した考え方を参照してください。</p>
104	<p>表6 第1区分の評価基準の記載に「P I」がありますが、本文2.2の第1段落3行目で「…（以下「安全実績指標（P I）」という。）と読み替えに加えて頂くか、「P I」の記載は表外の1箇所のみで使われておりますので、日本語で「安全実績指標」に修正して頂きたいと思います。</p>	<p>「P I」を「安全実績指標」に修正します。</p>
105	<p>表6 コメント：第4区分の評価基準における「監視領域（小分類）の劣化」の定義が読み取れないと思います。 米国 IMC0305 では、本文の定義の項で「劣化コーナーストーン：白3以上または黄1があるコーナーストーン」と明記されており、またアクションマトリクスの第3区分の評価基準にも同様に記載されております。 「監視領域（小分類）の劣化」とは「一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1」であることを明記されてはいかがでしょうか。</p>	<p>御指摘の定義は、第3区分に記載しているため、原案のとおりとします。なお、米国でもカラム3に位置付けられております。</p>
106	<p>表6 コメント：「評価基準基準」は「評価基準」の誤記と思われます。</p>	<p>御意見のとおり、「評価基準基準」を「評価基準」に修正します。</p>

107	表 8-1 規則名で「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」と「研究開発段階 発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」が同一セル内に併記されていま すが、参照すべき規則条文が異なるもの（定期事業者検査の判定期間に関す る告示等）があるため、行を分けて書き分けて頂きたいと思います。	御意見を踏まえ、表 8-1 を修正します。
108	<該当箇所> 20 頁 表 8-1 <内容> 「発電用原子炉の設置、運転等」に関する項目において、例えば、“定期事業 者検査の判定期間に関する告示”、“廃止措置が終了したときの原子力規制委 員会の確認”、“(旧原子力事業者等における) 廃止措置が終了したときの原子 力規制委員会の確認”の条項が、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等 に関する規則（案）(8/20 検討チーム) の条項と一致していないため、確認が必 要である。	上記 107 で示した考え方を参照してください。
109	【20 頁】表 8-1 の「発電用原子炉の設置、運転等」の「規則名」に「実用発 電用原子炉の設置、運転等に関する規則」と「研究開発段階発電用原子炉の設 置、運転等に関する規則」が記載されておりますが、「定期事業者検査の判定 期間に関する告示」と廃止措置関連については条文番号が異なりますので、 実用炉と研開炉は表を分けたほうが良いと考えます。	上記 107 で示した考え方を参照してください。
110	表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文(20 ページ) 廃棄の事業に関する規則名欄に記載される廃棄物管理の事業規則名称に誤記 がある。 「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第廃棄物管理の事業に 関する規則」の「第」は削除のこと。	御意見のとおり、「第廃棄物管理」を「廃棄物管理」に修正し ます。
111	表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文(20 ページ) 廃棄の事業に関する規則名欄に記載される廃棄物埋設の事業規則名称の数字 は漢数字に修正すべき。 「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第 1 種廃棄物埋設の事 業に関する規則」の「第 1 種」を「第一種」に修正のこと。 「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第 2 種廃棄物埋設の事 業に関する規則」の「第 2 種」を「第二種」に修正のこと。	御意見を踏まえ、「第 1 種」を「第一種」に、「第 2 種」を「第 二種」に修正します。
112	コメント：表 8-2 において、「廃棄に関する確認」の規則条文について、8 月 20 日の第 17 回検査制度の見直しに関する検討チーム会合で提示された資料 を踏まえると、第 4 条（廃棄に関する確認実施要領書）の条が削られており、 第 3 条～第 5 条の記載は正確ではないため、第 3 条、第 5 条の記載に修正す べき。 また、「運搬に関する確認等」の規則条文について、8 月 20 日の第 17 回検	前段について、御意見のとおり、「第 3 条～第 5 条」を「第 3 条及び第 5 条」に修正します。 後段については、容器承認は運搬に関する確認等に含まれな

	査制度の見直しに関する検討チーム会合で提示された資料を踏まえると、第22条（容器承認書）も規則条文として追加する必要があると思われ、現行記載の第19条～第21条を第19条～第22条の記載に修正すべき。	いため、「第19条～第21条」を「第19条及び第20条」に修正します。
113	P21 表8-2の2行目にある「運搬に関する確認等 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 第19条～第21条」との記載であるが、第21条は容器承認の申請に関する条項であり、容器承認も運搬に関する確認等に含まれるのか。 仮に含まれる場合、第19条～第22条と考える（第19条、第20条で申請と確認証、第21条、第22条で申請と承認書）。	上記112で示した考え方を参照してください。
114	<該当箇所> 全体 <内容> 原子力規制検査の手数料納付に係る通知の時期及び納付期限について明確化を図ること。	基本検査については、上記56及び59で示した考え方を、追加検査については、上記48で示した考え方を参照してください。
115	<該当箇所> 全体 <内容> 検査を改善してゆくための取り組み（PDCA）を追加すべきである。	検査を改善してゆくための取組（PDCA）については、現在検討しているところであり、その結果を踏まえて規程等を整備していきます。
116	<該当箇所> 全体 <内容> 検査によって改善すべき事項が見つかった場合、最初の改善案は事業者が提示すべきであり、そのことを実施要領に明記すべき。	原子力規制検査等実施要領では、原子力規制検査について記載したものであり、御指摘のような事業者が行うべき活動について定めるものではないため、原案のとおりとします。 なお、改善すべき事項については、原子力規制検査によって見いだされたものに限らず、事業者が自ら改善すべきものです。
117	<該当箇所> 全体 <内容> 水平展開（他分野、他電力など）の扱いについて明記すべき。	御指摘の他産業の情報も含めた運転経験等の水平展開に係る活動は、事業者活動であるため、検査の仕組みを記載する本実施要領では明示しておりません。運転経験等の水平展開に係る安全活動は、検査運用ガイドの「品質マネジメントシステムの運用」等にて確認するものであり、これらのガイドでこうした点を明記する予定としています。
118	2ページの2. 2の「特定核燃料物質の防護」と、3ページの2. 7（1）（注）の「核物質防護」との文言の違いは、何を意味しているのか？	御指摘を踏まえ、2.1(1)で「特定核燃料物質の防護」を「核物質防護」と定義し、他の関係箇所を併せて、「核物質防護」として統一します。
119	2ページの2. 3の11行目 「情報を含む事業者からの聴取」は日本語として不自然です。たとえば「情報を含む意見の事業者からの聴取」などとしたらいかがか。	御意見を踏まえ、「(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む事業者からの聴取の場合は非公開)」を「(核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場)」に修正します。

120	2 ページの 2. 3 の 1 1 行目 「非公開」は「非公開の場」のほうがよいと思います。	上記 1 1 9 で示した考え方を参照してください。
121	3 ページの 2. 7 (1) (注) の「令第 41 条の規定に該当しない核燃料物質を使用し」と、4 ページの 1 行目「令第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない」との文言の違いは、何を意味しているのか？	上記 5 2 及び 5 9 で示した考え方を参照してください。
122	3 ページの 2. 7 (1) (注) の 3 行目「度」と、4 ページの 3 行目「たび」とは、字句を統一したほうがよいと思います。	3 ページの 2.7(1) (注) で対象とする「使用者」は、その年度に原子力規制検査を実施した「使用者」であり、検査の結果の評定を行います。4 ページの 3 行目で対象とする「使用者」は、これから検査を実施する「使用者」になり、検査計画の通知と納入告知書の交付を行います。 御意見を踏まえ、「原子力規制検査を実施する度ごとに」を「原子力規検査の基本検査を実施した年度に」と、「次期の検査計画、検査手数料の納付通知は、10 年に 1 回の原子力規制検査のたびに行うこととする。」を「当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。」に修正します。 なお、「原子力規制検査を実施する度ごとに」の修正については、上記 5 2 で示した考え方を、「原子力規制検査のたびに」の修正については、上記 5 9 で示した考え方を参照してください。
123	3 ページの 2. 7 (1) (注) の冒頭「使用者」は、原子炉等規制法第 5 5 条第 1 項で規定するものを指しているのか？ そうであるならば、「核原料物質を使用するもの」は「核原料物質を使用する者」としたほうがよいと思います。同法第 5 7 の 7 第 4 項等の規定と同様に。	上記 5 2 で示した考え方を参照してください。
124	4 ページの 2 行目 「通知についての次期の検査計画」： 検査計画は通知についてのものではないのでは？	上記 5 9 で示した考え方を参照してください。
125	4 ページの 2 行目 「次期の検査計画」： 3 ページの 2. 8 の丸数字 1 から丸数字 4 までの事項は対象外か？	使用者(令第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)に対する検査(核物質防護に係るものを除く。)及び核原料物質を使用する者に対する検査は対象外ではありません。 また、「次期の検査計画」という表現は見直しましたので、上記 5 9 で示した考え方を参照してください。
126	4 ページの 3 行目 「通知」： 3 ページの 2. 8 の「公表」は対象外か？	上記 1 2 5 で示した考え方を参照してください。